75歳の誕生日を迎える人へ

# 後期高齢者医療制度について

問い合わせ　保険医療助成課　☎229-3285　FAX229-5001

## 後期高齢者医療制度とは

75歳の誕生日を迎えた人は、これまで加入していた国民健康保険または被用者保険(企業などの健康保険)から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者になります(一定の障がいがあり、すでに認定され後期高齢者医療制度に加入している人は変更ありません)。

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は１人に１枚交付され、これまでの高齢受給者証はなくなります。保険証は、75歳の誕生月の前月に、三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留郵便で発送します。

後期高齢者医療被保険者証

また、特定疾病療養受療証および限度額適用認定証等は、後期高齢者医療制度への加入により改めて申請する必要があります。

※被用者保険に加入していた被保険者本人が、後期高齢者医療制度に加入すると、被扶養者も同時に資格を喪失するため、新たな健康保険の加入手続きをする必要があります。

## 保険料の納付方法

納付方法は原則、特別徴収(年金からの天引き)ですが、資格取得後一定期間は特別徴収になりません。その間は普通徴収(納付書納付または口座振替)での納付になります。口座振替は、金融機関で手続きをした翌月末日から可能です。

また、これまで利用していた国民健康保険料または被用者保険料の納付方法(口座振替や年金天引き)は継続されません。国民健康保険料を口座振替で納付していた場合でも、改めて金融機関での手続きが必要です。

後期高齢者医療保険料額決定通知書は、被保険者になった月の翌々月の中旬(ただし、誕生月が４月の場合は７月)に発送しますので、詳しくは通知書をご覧ください。

## よくあるお問い合わせ

**Q 75歳になると、今年度分の１回(期)当たりの国民健康保険料の納付金額は変わりますか？**

**A １回(期)当たりの納付金額は変わりません。**

国民健康保険料は、年間保険料額決定時に、75歳の誕生日の前月分までの月割で計算されます。１期当たりの納付金額は、年間保険料額を納付回数(７月～翌年３月の９回)で均等に割った金額です。このため、すでに決定している今年度の国民健康保険の年間保険料額と１期当たりの納付額は、75歳になった月以降も変更ありません。

また、同世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、その人の年間(12カ月分または資格喪失月の前月までの分)の保険料も併せて掛かります。

例えば…

**一人世帯**

本人…10月に75歳になる

| 国保加入月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本人 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ←後期高齢者医療保険→ | | | | | |

本人の６カ月分の保険料＝年間保険料額
年間保険料額 ÷３(納付回数)＝１期当たりの納付額

例えば…

**夫と妻の二人世帯**

夫…10月に75歳になる　妻…70歳

| 国保加入月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 夫 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ←後期高齢者医療保険→ | | | | | |
| 妻 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

夫の６カ月分の保険料＋妻の12カ月分の保険料＝年間保険料額
年間保険料額 ÷９(納付回数)＝１期当たりの納付額

※被用者保険の保険料については、各健康保険組合にお問い合わせください。